

令和8年度予算編成方針

令和8年度は、高梁市総合計画における後期基本計画の初年度であり、前期基本計画での取り組みの課題等を踏まえ、必要事業については精緻な見直しと改善を加え、成果に直結する形で確実に推進しなければならない。このため、令和8年度予算は、総合計画で掲げる都市像「健幸都市たかはし」の実現に向け、新たな一步を踏み出す重要な予算と位置づけられる。

一方で、本市の財政状況は、平成30年7月豪雨の災害対応等に伴い減少した基金残高が依然として低水準のままであるうえ、物価高騰の地域経済への影響や人口減少等による普通交付税や市税等の減収が見込まれる中で、賃金上昇等により事業費が増加基調にあり、財政見通しはこれまで以上に極めて厳しい局面を迎えている。もはや従来型の対応では持続可能な財政運営は困難であり、根本的な改革が不可避である。

このような状況にある今こそ、私たちは「変える勇気、やめる勇気」を持って、行財政改革を強力に推し進めなければならない。そのためには、職員一人ひとりが強い危機感を共有し、すべての事務事業を一度白紙に戻す『ゼロベースの徹底見直し』を実行することが不可欠である。これにより、組織の最適化等による総人件費の抑制を図るとともに、「選択と集中」による事業の重点化を進め、各種施策を展開していくものとする。

さらに、本市は令和8年度を初年度とする「行財政改革強化集中プラン」を策定し、全庁横断的に取り組みの優先順位を明確化するとともに、限られた資源を将来のまちの持続性を高める施策に集中し、成果を市民に確実に還元する体制を構築する。

については、令和8年度予算編成にあたり、各部局においてはこれまで以上に厳しい財政状況を深刻に認識し、本編成方針ならびに「強化集中プラン」の趣旨に則り、徹底した精査・再構築の姿勢で予算編成事務に当たることをここに示達する。

令和7年10月3日

高梁市長 石田 芳生

第Ⅰ 本市の財政状況及び今後の財政見通しについて

本市の財政状況は、極めて厳しい局面を迎えている。令和6年度普通会計決算で見ると、人事院勧告等により人件費が増額になったことなどから、財政構造の弾力性を示す経常収支比率では、令和5年度と比べ0.7ポイント悪化し96.7%となり、高い値で推移している。

今後、人口減少等によるさらなる歳入の減少や物価高騰、政府が推進する賃金の急激な上昇などによる歳出の大幅な増加が見込まれており、現行の行財政改革プランの想定を大きく上回る収支不足が懸念されている。政策的経費に係る財源についても、市の貯金にあたる基金の取り崩しや、借金にあたる市債によってその多くを対応せざるを得ない状況であり、基金の枯渇やさらなる公債費の増加が見込まれる。

この状態が続けば、一部の基金は令和9年度にも底をつき、各種事業の継続が困難になるなど、極めて深刻な事態が懸念される。

第Ⅱ 令和8年度予算編成の方針

収支不足を招く現行の財政構造を見直し、現実的な歳入一般財源規模（予算フレーム）に見合った予算編成を行うことで、基金への依存度を下げ、将来にわたって持続可能な財政運営を確立しなければならない。そのため、行財政改革推進本部では、すべてをゼロベースで検証する事業見直しを進め、その結果を基に具体的目標や取組項目を盛り込んだ『高梁市行財政改革強化集中プラン』を策定することとしている。

したがって、令和8年度当初予算は、これまでの事業見直しの結果や現状分析、あるいは強化集中プランで設定した目標効果額を踏まえた予算編成を行うこととする。

一方で、このような厳しい財政状況にあっても、令和8年度は総合計画の後期基本計画のスタートの年であり、「健幸都市たかはし」の実現に向けた取り組みを推進していく必要がある。この取り組みを確実に実施するためにも、これまで以上に事業のスクラップや事業規模・施設規模・事業手法の見直しを強力に推進し、限られた財源の中で、「選択と集中」を徹底する必要がある。

このため、以下の方針に留意し、行革による事務事業評価の取り組み及び総合計画前期基本計画の施策評価を踏まえ、事業の必要性や優先度を十分考慮し、徹底した事業の見直しに努めるとともに、限られた財源の中で職員一人ひとりが事業に対する財源を意識し、真に必要な市民サービスにこたえる重点的・効率的な予算編成を行う。

(1) スクラップの徹底

行財政改革の取組を強力かつ着実に進め、全ての事業の必要性・緊急性・効率性等を精査したうえで取捨選択を行うなど、限りある人的資源や財源を効率的に活用するため、全ての事業を対象にスクラップの検証を徹底すること。ま

た、検証したうえで事業を継続する場合は、事業規模や手法等の見直しを行う。
特に「事務事業評価」の評価結果と予算要求の整合をとり、安易に前年度と同じ要求としないこと。

(2) 行財政改革の取組等による財源の確保・財政負担の軽減

事務事業評価、補助金の見直し、公共施設の見直しなどの取組を着実に推進し、新たな事業の財源とするなど、積極的な財政負担の軽減に取り組むとともに、公民連携の強化により、ふるさと応援寄附金や企業版ふるさと納税、クラウドファンディングなど、柔軟な発想で民間活力を活用した財源確保に努め、安易に起債に頼らない事業実施に努めること。また、国県への人事交流を活用して、最新の国県の情報を収集し、新たな財源確保に努めること。

第Ⅲ 予算編成に際しての留意事項

1. 全般的事項

- (1) 行財政改革強化集中プラン策定に係る目標効果額（3年間で5億円）を踏まえて、全ての事業について改めて見直しを行い、必要最小限の要求額に絞り込むこと。
- (2) 新規事業の創設に当たっては、必ず国県等の財源確保を図るとともに、既存事業の廃止・縮小を前提条件とする。
- (3) 既存事業においては、行革の観点から優先度や目標達成状況等を重視した見直しを行い、市費の上乗せ事業の廃止や事業統合を検討するなど、事業費や事業数の削減に努めること。
- (4) 各施策の目的を明確にし、単に過去の予算をスライドすることのないようにすること。また、関連法令・市条例との整合性の確認、既存資源の再利用や適正な在庫管理、執行計画等により、無駄を徹底的に排除した要求をすること。
- (5) 一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入が2027年までに段階的に廃止されるため、所管施設のLED照明への計画的な更新や施設の廃止等を含めた更新の必要性の有無を検討すること。

2. 歳入に関する事項

- (1) 市税については、経済情勢の推移や税制改正の動向を的確につかみ、課税客体の完全把握と収納率の向上等に取り組み、税収の確保に努めることとし、的確な収入見込額を算定すること。
- (2) 市税などの滞納整理を積極的に行い、安易に不納欠損とすることのないよう解消へ向けて最大限の努力をすること。特に強制徴収できる「強制徴収公債権」については差押えなどにより回収率の向上に努めること。
- (3) 新たな歳入(財源)を積極的に発掘し、予算化に努めること。既存事業であっても新たな財源が獲得できないか、あらためて検証すること。
 - ・国県支出金の対象とすること。

- ・ 国県以外の各種団体からの助成金を獲得すること。
- ・ 適正な受益者負担を図ること。
- ・ 遊休未利用地の売却や有効活用を図ること。
- ・ クラウドファンディングなど民間活力の活用を図ること。

なお、国県支出金等の廃止や縮減が行われた事業は、事業見直しの好機と捉え、漫然と市の単独事業として継続することなく、事業自体のあり方から見直すこと。

3. 歳出に関する事項

- (1) 一般財源の削減について徹底的に取り組むため、原則として令和6年度の予算執行率が80%未満の事業については、ゼロ査定も含め厳しい査定を行うこととする。なお、政策的経費はもちろんのこと、経常経費についても、厳しい査定を行うこととなるので留意すること。
- (2) 予算要求に当たっては通年予算編成の原則を踏まえることとし、安易に補正予算に頼ることのないよう留意すること。特に補助金交付事業については制度内容や条件の見直しを行い通年予算額とすること。
- (3) 団体運営費補助金については、金額の大小だけでなく、本質的に必要な事業かどうか厳しい視点を持って審査し、事業効果が不明確又は乏しいものは廃止を含めて見直しを行うとともに、繰越金の多い団体の補助金については実態に見合った予算対応を行うこと。
- (4) 国・県補助事業については、国・県の施策の動向に十分留意するとともに、必要なものについては国・県との協調、連携を図り、積極的に補助金の確保を図ること。

4. 債務負担行為について

債務負担行為の設定に当たっては、その内容や将来の財政負担を十分検討したうえで、必要なものに限り要求すること。

5. 特別会計に関する事項

本予算編成方針の主旨を基本とし、会計設置の本来の原則に基づき、当該会計の経営効率の改善と自立化に向けた取組を強化し、一般会計からの繰入金の縮減に最大限努めること。特に滞納となっている使用料等については、負担公平の原則を崩すものであり、一般会計の財政負担にも大きく影響することから、その解消に努めることとし、収納率の向上を図ること。